

# 重要事項説明書

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人 守皓会

グループホーム 愛宕苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
和歌山県指定 第3091500086号

当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援2及び要介護」と認定された方が対象となります。但し要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

## 【目次】

1. 経営法人	2ページ
2. ご利用施設	2ページ
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	3ページ
4. 居室の概要	4ページ
5. 職員の配置状況	4ページ
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5ページ
7. 事業所を退所していただく場合(契約の終了について)	14ページ
8. 身元引受人	15ページ
9. 苦情の受付について(契約書第23条参照)	15ページ
10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	16ページ
11. サービス提供における事業者の義務	16ページ
12. 施設利用の留意事項	17ページ
13. 非常災害時の対策	17ページ
14. 重度化した場合における対応に係る指針	18ページ
15. 連帯保証人	19ページ

## 1. 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 守皓会
- (2) 法人所在地 和歌山県有田市宮崎町 841 番地 1
- (3) 電話番号 0737-82-0688
- (4) 代表者氏名 理事長 成川 暢彦
- (5) 設立年月 平成2年9月1日

## 2. ご利用施設

### (1) 事業所の種類

#### 1. 認知症対応型共同介護事業所(平成22年7月23日指定 和歌山県第3091500086号)

※認知症対応型共同生活介護事業とは・・・

認知症対応型共同生活介護計画(以下、介護サービス計画という。)に基づき、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものです。グループホームとも言われます。

#### 2. 短期利用認知症対応型共同生活介護

1. 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲で空いている居室や短期利用専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。
2. 短期利用共同生活介護の定員は 1 の生活住居につき 1 名とする。介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合等は、一定の条件下において定員を超えて受け入れ提供する。
3. 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。また、介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合は、7 日以内とする。
4. 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入所者が入院の為に長期わたる不在になる場合は、入所者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室として利用する場合がある。なお、この期間家賃等の経費については入所者だけではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

### (2) 事業所の目的

認知症対応型共同生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(入所者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用スペースをご利用いただき、地域密着型サービスを提供します。

**(3) 事業所の名称**

グループホーム愛宕苑

**(4) 事業所の所在地**

和歌山県有田市港町29-1

**(5) 電話番号**

0737-23-7177

**(6) 常勤管理者氏名**

第1ユニット 中本 義人      第2ユニット 中本 義人

**(7) 当事業所の運営方針**

人間性・人の輪・ノーマライゼーションの精神を理念に掲げ、「思いやり」「感受性を豊かに」「創造性」「合理性」を根幹においたサービスの実践を行動指針としています。

**(8) 開設年月**

平成22年7月23日

**(9) 入所定員**

18名

**(10) ユニット数**

2ユニット(1ユニット9名)

**(11) 建物の構造**

木造2階建て

**(12) 建物延べ床面積**

566.82㎡

**(13) 併設事業**

当事業所では、次の事業を併設しています。

医療法人千徳会 さくら訪問看護ステーション

**3. 契約締結からサービス提供までの流れ**

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「介護サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「介護サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

- (1) 当事業所の計画作成担当者に介護サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (2) 担当者は介護サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- (3) 介護サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、介護サービス計画を変更します。
- (4) 介護サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(5) 介護サービス計画は、契約者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿ったもので作成します。

#### 4. 居室の概要

##### (1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18室	個室、ベッド、タンス、床頭台、洗面台、冷暖房
予備室	2室	個室、ベッド、タンス、床頭台、洗面台、冷暖房
食堂	2室	
浴室	2室	ユニットバス、中間浴槽

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型サービスに設置が義務づけられている設備です。

##### ※居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### 【主な職員の配置状況】

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(2024.4 現在)

職種	常勤	非常勤	資格保有者等
管理者	1名(兼務)		認知症管理者研修修了
計画作成担当者	1名(兼務)		介護支援専門員
介護職員	10名(兼務10名)	6名	介護福祉士 10名

##### 【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
管理者	日勤／8:30～17:30
計画作成担当者	日勤／8:30～17:30
介護職員	早出／ 7:00～16:00 日勤／ 8:30～17:30 遅出／10:30～19:30 夜勤／17:15～10:15

## 【配置職員の職種】

### ○常勤管理者

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

### ○計画作成担当者

ご契約者に係る介護サービス計画を作成します。

### ○介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談・援助等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対し以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

### (1) 当事業所が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

下のサービスについては、居住費、食材費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### 【サービスの概要】

#### ① 居室の提供

#### ② 食事

契約者とともに献立を立て、買い物に出かけ職員と共に調理を行います。栄養面と契約者の心身の状況に配慮した食事を提供します。

#### ③ 入浴

ユットバス又は中間浴槽を利用し、原則週2回以上の入浴を行います。入浴できなかった場合は清拭を行います。

#### ④ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。

#### ⑤ 健康管理

医療連携体制で医療法人千徳会、さくら訪問看護ステーションと協定を締結しています。訪問看護の担当看護師が週に1回以上訪問し、健康管理を行います。

#### ⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。また清潔で快適な生活のため、適切な整容が行われるよう援助します。

【サービス利用料金】(契約書第6条参照)

(入所される方の場合)

A) 施設サービス費(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が1割の場合)

施設サービス費用(月額:30日あたり)×1割													
日額		月額						介護職員処遇改善加算 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 3.1%	介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%	合計		
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算	協力医療機関連携加算	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ						
要支援2	¥749	¥37	¥22	¥30	¥40	¥100	¥5	¥10	¥23,215	¥2,577	¥720	¥534	¥27,046
要介護1	¥753								¥24,545	¥2,724	¥761	¥565	¥28,595
要介護2	¥788								¥25,595	¥2,841	¥793	¥589	¥29,818
要介護3	¥812								¥26,315	¥2,921	¥816	¥605	¥30,657
要介護4	¥828								¥26,795	¥2,974	¥831	¥616	¥31,216
要介護5	¥845								¥27,305	¥3,031	¥846	¥628	¥31,810

A) 施設サービス費(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が2割の場合)

施設サービス費用(月額:30日あたり)×1割													
日額		月額						介護職員処遇改善加算 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 3.1%	介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%	合計		
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算	協力医療機関連携加算	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ						
要支援2	¥749	¥37	¥22	¥30	¥40	¥100	¥5	¥10	¥46,430	¥5,154	¥1,439	¥1,068	¥54,091
要介護1	¥753								¥49,090	¥5,449	¥1,522	¥1,129	¥57,190
要介護2	¥788								¥51,190	¥5,682	¥1,587	¥1,177	¥59,636
要介護3	¥812								¥52,630	¥5,842	¥1,632	¥1,210	¥61,314
要介護4	¥828								¥53,590	¥5,948	¥1,661	¥1,233	¥62,432
要介護5	¥845								¥54,610	¥6,062	¥1,693	¥1,256	¥63,621

A) 施設サービス費(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が3割の場合)

施設サービス費用(月額:30日あたり)×1割								介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計	
日額		月額										
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算	科学的介護推進体制加算	協力医療機関連携加算	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11.1%	3.1%	2.3%		
要支援2	¥749							¥69,645	¥7,731	¥2,159	¥1,602	¥81,137
要介護1	¥753							¥73,635	¥8,173	¥2,283	¥1,694	¥85,785
要介護2	¥788	¥37	¥22	¥30	¥40	¥100	¥5	¥10	¥8,523	¥2,380	¥1,766	¥76,785
要介護3	¥812											¥78,945
要介護4	¥828											¥80,385
要介護5	¥845											¥81,915
												¥9,093

【加算について】※加算費用については、介護保険負担割合証の負担額により異なります。

●医療連携体制加算(Ⅰ)=37円/日 ※要支援は除く。

訪問看護ステーションと連携により、看護師と24時間連絡がとれる体制を確保していることについて頂く費用です。

●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)=22円/日

勤続10年以上の介護福祉士の数が、介護職員の総数に占める割合の25%以上を配置している場合にいただく費用です。

●口腔衛生管理体制加算=30円/月

歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、介護職員に対して技術的助言と指導を行うことについて頂く費用です。

●科学的介護推進体制加算=40円/月

ADL、栄養、口腔、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じサービス計画を見直すなど必要な情報を適切に活用する場合に頂く費用です。

●協力医療機関連携加算(Ⅰ)=100円/月

入所者が急変した場合など医師または看護師が相談対応を行う体制と診療を行う体制が常時確保できている場合にいただく費用です。

●高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)=5円/月

感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御などに係る実地指導を受けている場合にいただく費用です。

●生産性向上推進体制加算(Ⅱ)=10円/月

入所者の安全並びに介護サービスの質の確保や職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続して行っている



る場合にいただく費用です。

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)＝1月あたりの所定単位数に11.1%を乗じる。

●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)＝1月あたりの所定単位数に3.1%を乗じる。

●介護職員等ベースアップ等支援加算＝1月あたりの所定単位数に2.3%を乗じる。

介護職員等の資質の向上と人材確保を目的に、介護職員等の賃金改善等を計画的に行っていることに対して頂く費用です。

【必要に応じて頂く加算費用について】

●初期加算＝30円／日(入所日から30日以内の期間)

初めて入所された方については30日間、医療機関に1ヶ月以上入院し、退院して再入居する場合に加算させていただきます。また、3ヶ月以内で退院が見込まれ、再入居の場合は一月に6日間を限度に1日に246円加算されます。

●認知症専門ケア加算(Ⅰ)＝3円／日

認知症介護実践リーダー研修を受講した者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合にいただく費用です。嘱託医師(かかりつけ医)が判定した認知症日常生活自立度Ⅲa～Mランクに該当した方が費用の対象となります。

●看取り介護加算 ※要支援は除く。

医師が回復の見込みがないと判断した上で、入所者もしくはご家族との同意のもと看取り介護を実施した場合に頂く費用です。

○ 亡くなられた日＝1,280円

○ 亡くなられた日の前日及び前々日＝680円

○ 亡くなられた日以前4日から遡って30日以下＝144円

○ 死亡日以前31日以上45日以下＝72円

●退去時相談援助加算＝400円／回 ※1回を限度とする。

入所期間が1ヶ月以上の入所者が退所し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、必要な情報提供、相談援助を行った場合。

## B) 居住費／月額

	家賃(1ヶ月)
個室	35,000円

※外泊または入院をされた場合、居室がご契約者のために確保されている場合は上記金額をご負担いただきます。(月の途中の入退所の場合は日割り計算致します。)

## C) 食材費／日額

	1日あたり	1ヶ月 (30日)
食材費	1,150円	34,500円

※食材費については、朝食、昼食及び夕食の何れかを食したときは、請求させていただきます。  
また、おやつ代込みの金額です。

D) 水道光熱費／月額

	1ヶ月
水道光熱費	10,000円

※月の途中の入退所の場合は日割り計算致します。

E) 共益費／月額

	1ヶ月
共益費	10,000円

※月の途中の入退所の場合は日割り計算致します。

※施設維持管理料等を含みます。

【サービス利用料金(1日あたり)】(契約書第6条参照)

(短期利用認知症対応型共同生活介護利用の場合)

A) (介護保険負担割合証:利用者負担の割合が1割の場合)／日額

施設サービス費用(1日あたり) × 1割					介護職員処遇改善加算 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 3.1%	介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%	合計		
日額		月額								
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ						
要支援2	¥777	¥37	¥22	¥5	¥10	¥792	¥88	¥25	¥18	¥923
要介護1	¥781					¥855	¥95	¥27	¥20	¥997
要介護2	¥817					¥891	¥99	¥28	¥20	¥1,038
要介護3	¥841					¥915	¥102	¥28	¥21	¥1,066
要介護4	¥858					¥932	¥103	¥29	¥21	¥1,085
要介護5	¥874					¥948	¥105	¥29	¥22	¥1,104

A)(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が2割の場合/日額)

施設サービス費用（1日あたり）×2割						介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算2.3%	合計	
日額		月額								
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ		11.1%	3.1%			
要支援2	¥777	¥37	¥22	¥5	¥10	¥1,584	¥176	¥49	¥36	¥1,845
要介護1	¥781					¥1,710	¥190	¥53	¥39	¥1,992
要介護2	¥817					¥1,782	¥198	¥55	¥41	¥2,076
要介護3	¥841					¥1,830	¥203	¥57	¥42	¥2,132
要介護4	¥858					¥1,864	¥207	¥58	¥43	¥2,172
要介護5	¥874					¥1,896	¥210	¥59	¥44	¥2,209

(介護保険負担割合証:利用者負担の割合が3割の場合/日額)

施設サービス費用（1日あたり）×3割						介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算2.3%	合計	
日額		月額								
基本サービス費	医療連携体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	高齢施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ		11.1%	3.1%			
要支援2	¥777	¥37	¥22	¥5	¥10	¥2,376	¥264	¥74	¥55	¥2,769
要介護1	¥781					¥2,565	¥285	¥80	¥59	¥2,989
要介護2	¥817					¥2,673	¥297	¥83	¥61	¥3,114
要介護3	¥841					¥2,745	¥305	¥85	¥63	¥3,198
要介護4	¥858					¥2,796	¥310	¥87	¥64	¥3,257
要介護5	¥874					¥2,844	¥316	¥88	¥65	¥3,313

【加算について】※加算費用については、介護保険負担割合証の負担額により異なります。

●医療連携体制加算(Ⅰ)=37円/日 ※要支援は除く。

訪問看護ステーションと連携により、看護師と24時間連絡がとれる体制を確保していることについて頂く費用です。

●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)=22円/日

勤続10年以上の介護福祉士の数が、介護職員の総数に占める割合の25%以上を配置している場合にいただく費用です。

●高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)=5円/月

感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御などに係る実地指導を受けている場合にいただく費用です。

●生産性向上推進体制加算(Ⅱ)=10円/月

入所者の安全並びに介護サービスの質の確保や職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続して行っている場合にいただく費用です。

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)=1月あたりの所定単位数に11.1%を乗じる。

●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)=1月あたりの所定単位数に3.1%を乗じる。

●介護職員等ベースアップ等支援加算=1月あたりの所定単位数に2.3%を乗じる。

介護職員等の資質の向上と人材確保を目的に、介護職員等の賃金改善等を計画的に行っていることに対して頂く費用です。

B) 居住費/日額

	家賃(1日あたり)
個室	1,200円

C) 水道光熱費/日額

水道光熱費(1日あたり)
400円

D) 共益費/日額

共益費(1日あたり)
400円

E) 食材費/日額

	1日あたり
食材費	1,150円

※食材費について、食した数ごとに計算します。(朝食230円、昼食460円、夕食460円) おやつ代込みの金額です。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払いといいます)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、その変更された額に合わせて、ご契約者の自己負担額を変更します。

## (2) (1)以外のサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 【サービスの概要と利用料金】

#### ① 送迎サービス

入退所時は、原則、ご家族に送迎をしていただきます。但し、事情により送迎できない場合は、グループホームのリフト車で送迎することも可能です。

●利用料金:有田市内の送迎は、片道1,840円(有田市外は、500円割り増し)

#### ② おむつ代

●利用料金:要した費用の実費

#### ③ 特別な食事

事前にお申し出のあった場合、ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

●利用料金:要した費用の実費

#### ④ 理美容

理美容室に関しては外部業者に委託しています。

●利用料金:要した費用の実費

#### ⑤ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

お預かりするもの:

##### ア) 施設指定金融機関の預貯金通帳

イ) 上記金融機関へ届け出た印鑑

ウ) 年金・恩給証書

エ) 健康保険証

オ) 健康手帳

カ) 介護保険証及び介護保険負担割証

キ) 医療及び介護保険に係る減免認定証

ク) 身体障害者手帳

ケ) その他(上記ア以外の預貯金通帳、上記イ以外の印鑑、株券、国債、有価証券、宝石・貴金属類、土地・建物等の権利書、遺言状、贈与契約書、印鑑登録カード等)

※預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。尚、保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。

●利用料金:1ヶ月あたり300円(但し上記ケを含む場合は1ヶ月あたり500円)

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

●利用料金:材料費等の実費

⑦ 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際には職員にお申し出ください。

●利用料金:手続料金等の実費

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

⑨ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物等を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

●利用料金:15円(1枚あたり)

⑩ テレビ回線使用料

ご契約者は、居室内にテレビを設置し視聴することが出来ます。尚、設置開始及び撤去時には、書面での届け出が必要となります。

●利用料金:100円(1日あたり)

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

利用料の支払いは口座振替となります。以下の金融機関にて予め手続きしていただく必要があります。

●きのくに信用金庫箕島支店(箕島本町426-3 電話0737-82-2136)

振替日は請求書が届いた月の20日となります。(土日祝日の場合は翌営業日)

尚、領収書は原則として翌月の請求書に同封させていただきますので、予めご了承ください。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関等において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 千徳会 桜ヶ丘病院
	所在地	和歌山県有田市箕島904
	診療科	内科、胃腸科、婦人科、放射線科、眼科、腎センター、リハビリテーション科
協力歯科医院	医療機関の名称	大中歯科医院
	所在地	和歌山県有田市初島町里2107-1
	診療科	歯科

(5) サービス利用中の訪問診療の提供について

かかりつけ医が桜ヶ丘病院の場合に限り、ご契約者の希望により訪問診療を受けることができます。月に2回以上、桜ヶ丘病院の担当医師、看護師が訪問し、在宅療養計画に基づき診察及び投薬を受けることができます。費用については医療保険を適用します。

## 7. 事業所を退所していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する月は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第 14 条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ②当事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご覧ください。)
- ⑥当事業所から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご覧ください。)

### (1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 15 条、第 16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに退苑届をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
- ⑥他の利用者のご契約者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所を退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して1か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## ※契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 19 条参照)

当事業所の入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

### ○検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び当事業所に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

### ○上記を超える入院の場合

上記を超える入院については、1か月以内に退院された場合には、退院後再び当事業所に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当事業所の受け入れ準備が整っていないときには、隣接されている短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。尚、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

### ○1か月以内の退院が見込まれない場合

1か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所に再び優先的に入所することはできません。

## 8. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えております。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当事業所と協力・連携して退所後のご契約者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や遺留金品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当事業所に残されたご契約者の物品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

## 9. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

### (1) 当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付担当者

常勤管理者 中本 義人 電話 0737-23-7177

受付日時 毎週月曜日～土曜日(祝祭日除く) 9:00～17:00

また、苦情受付箱を受付に備えております。



## (2) 行政機関その他苦情受付機関

- 田中 賢司 社会福祉法人守皓会評議員・苦情解決委員会第三者委員  
(有田市箕島 203 電話 0737-83-1100)
- 有田市役所 高齢介護課  
(有田市箕島 50 電話 0737-83-1111)  
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等除く)
- 和歌山県国民健康保険団体連合会  
(和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 電話 073-427-4673)  
受付時間 9:00～17:00(月曜日～金曜日)
- 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会  
(和歌山市手平 2 丁目 1-2 電話 073-435-5527)  
受付時間 9:00～17:30(土・日・祝日等除く)

## 10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成 30 年 8 月 23 日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人評価機関あんしん
評価結果の開示状況	あり

## 11. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 契約者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、身体等を拘束する場合があります。その場合は、管理者や職員で構成する合議制の委員会での可否を判定することとし、管理者を通じて家族への説明責任を果たすと共に、その状況を記録に記載するなどして、適切な手続をとるものとします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。但し、ご契約者の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ サービスの提供により事故が発生した場合には、可能な限り速やかにご家族や市町村に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとします。

## 12. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みの制限

入所の際には、ご契約者の身の回りの物、思い出の品等を持ち込んでいただけます。但し、大型の冷蔵庫等消費電力の大きい電化製品や、居室内移動の支障となるような大型の家具等は持ち込むことができません。

### (2) 面会

面会時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時です。スタッフ室のカウンターにある面会簿に、ご契約者の名前・面会される方の名前・続柄・面会時刻を記入してください。

尚、栄養管理・健康管理の関係上、食物の持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 外出・外泊

外出及び外泊を希望される場合は、外出(泊)先・外出(泊)日時・帰苑日時・用件等を前もって事務室に連絡し、当事業所の承諾を得てください。尚、外泊については 1 か月につき連続して 7 泊、月をまたがる場合は連続して 12 泊以内とさせていただきます。食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

### (4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙及び就寝後の喫煙は禁止いたします。また自己管理ができない方については、施設でたばこ・ライターを管理させていただきます。

### (5) 施設・設備の利用

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合は、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

また、ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置ができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーについて十分な配慮を行います。

### (6) 宗教活動等

当事業所の職員や入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教・政治活動、営利活動を行うことはできません。

## 13. 非常災害時の対策

### (1) 非常時の対応

・別途に定める消防計画にのっとり対応を行います。

### (2) 近隣との協力

・特養愛宕苑、地域住民等の協力応援を求める。

### (3) 避難訓練

・別途定める消防計画にのっとり年 2 回夜間及び昼間を想定した訓練を行います。

### (4) 防火管理者の選任

・甲種防火管理者を選任する。

## 14. 重度化した場合における対応に係る指針

### (1) 当事業所における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛をできるだけ和らげ、死に至るまでの期間を充実して生き抜くことを目的として援助することです。よって、ご本人又はご家族の生前意思の確認を行い、尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行わなければならないと考えます。

また、終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することが考えられます。事業所での看取り介護は、親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、事業所はご契約者または家族に対し、以下の確認を事前に行い理解を得ることとなります。

#### ① 施設における医療体制の理解

病院と違い、常勤医師及び看護職員の配置はありません。

緊急時には必要に応じて、訪問看護に連絡を行いその指示に従う体制となります。

#### ② 病状の変化等に伴う緊急時の対応について

介護職員または訪問看護の看護師が主治医と連絡をとり、対応いたします。

夜間においては介護職員が「利用者状態悪化時の連絡体制」に基づき、訪問看護・医療機関と連携をとって対応します。

#### ③ ご家族と24時間の連絡体制を確保していることが必要です。

#### ④ 看取りの介護に対して、ご家族の同意を得ます。

### (2) 看取り介護の具体的支援内容

#### ① ご契約者に対する具体的支援

##### ア) 栄養・水分

他職種が協力し、ご契約者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行います。

##### イ) 清潔

身体状況に応じ清拭を行い、清潔保持に努めます。

##### ウ) 苦痛緩和

身体状況に応じた安楽な体位の工夫等に努めます。

#### ② 家族に対する支援

変化していく身体状況については、定期的に医師より説明が行われます。

又、死後の援助として遺留金品の引き渡し、荷物整理等を行います。

### (3) 看取り介護の流れ

#### ① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師よりご契約者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものです。

## ② 医師からの説明

- ア) 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じご契約者の家族に連絡をとり、日時を定めて施設において医師よりご契約者又は家族へ説明を行います。
- イ) この説明を受けた上で、ご契約者又は家族はご契約者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行います。

## ③ 看取り介護の実施

- ア) 家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、計画作成担当者は主治医、訪問看護、介護職員等と協働して看取り介護計画(同意書)を作成します。
- イ) 看取り介護の実施に関しては、個室で対応させていただきます。
- ウ) 看取り介護を行う際は、主治医、訪問看護、介護職員等が共同で週に1度以上ご契約者又は家族への説明を行い、同意を得るものとします。
- エ) 施設の全職員は、ご契約者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるよう支援に努めます。

## (4) 夜間緊急時の連絡と対応について

当施設の「利用者状態悪化時の連絡体制」「利用者急変時のマニュアル」によって適切な連絡・対応を行います。

## (5) 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関である桜ヶ丘病院(医療法人千徳会)との連携により、365日・24時間の連絡体制を確保しており、必要に応じ健康上の指示を受けることができる体制をとっております。

## (6) 看取りに対する職員教育

定期的な研修機会を設け、グループホーム愛宕苑における看取り介護の目的を明確にし、死生観教育を行います。

## (7) 看取り介護加算請求上の注意

- 1) 看取り介護加算費用については死亡月に算定するため、入院などにより退所した翌月に亡くなられた場合は、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。
- 2) 看取り介護を行うにあたり、施設は、ご契約者が入院などにより退所した後も、その心身状態について医療機関と情報共有し、継続的な関わりを保ちます。

## 15.連帯保証人

- 1 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額30万円を限度とします。

令和 年 月 日

指定介護福祉サービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	住所	和歌山県有田市港町 29 番地 1
	事業者名	社会福祉法人 守皓会 グループホーム愛宕苑
	法人	和歌山県有田市宮崎町 841 番地 1 社会福祉法人守皓会
	代表者氏名	理事長 成川 暢彦 印
	説明者職氏名	印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け同意すると共に、本書面を受領しました。

契約者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理人(身元引受人兼連帯保証人)

住所	_____
氏名	_____ 印
続柄	_____